

# 平成 17 年度悪臭防止法施行状況調査について（お知らせ）

平成 18 年 12 月 26 日（火）  
環境省水・大気環境局大気生活環境室  
（直通：03 - 5521 - 8299）  
室長：内藤 克彦（内線 6540）  
室長補佐：波多野 実（内線 6541）  
担当：野本 卓也（内線 6542）

環境省は、全国の都道府県等の報告に基づき、平成 17 年度における悪臭苦情の状況及び悪臭防止法の施行状況を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

## （ 1 ）悪臭苦情の状況

平成 17 年度の悪臭苦情件数は 19,114 件（前年度 19,657 件）であり、苦情件数は 2 年連続で減少した。サービス業・その他に対する苦情が 3,038 件（同 3,230 件）、個人住宅・アパート・寮に対する苦情が 2,088 件（前年度 2,277 件）と減少したが、それ以外の苦情については昨年度の苦情件数と同程度であった。

## （ 2 ）悪臭規制等の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 17 年度末現在、全国の市区町村の 70.3%（同 63.1%）に当たる 1,296 市区町村であった。市町村合併が進み、規制地域を有する地区町村の割合は増加した。

法に基づく規制地域内において、平成 17 年度には立入検査が 4,523 件（同 4,936 件）、報告の徴収が 962 件（同 1,005 件）、測定が 150 件（同 198 件）行われた。また、測定の結果、規制基準を超えていたものが 40 件（同 67 件）であり、法に基づく改善勧告が 3 件（同 0 件）及び改善命令が 1 件（同 0 件）行われた。また、行政指導が 5,841 件（同 6,933 件）行われた。

## 1 調査の目的

悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区に対して、悪臭苦情の状況、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめているものである。

## 2 調査結果

### （ 1 ）悪臭苦情の状況

#### 苦情件数の推移

平成 17 年度の悪臭苦情件数は 19,114 件であり、2 年連続で減少した。（図 1）。また、前年度と比較すると、543 件、約 2.8%の減少となった。

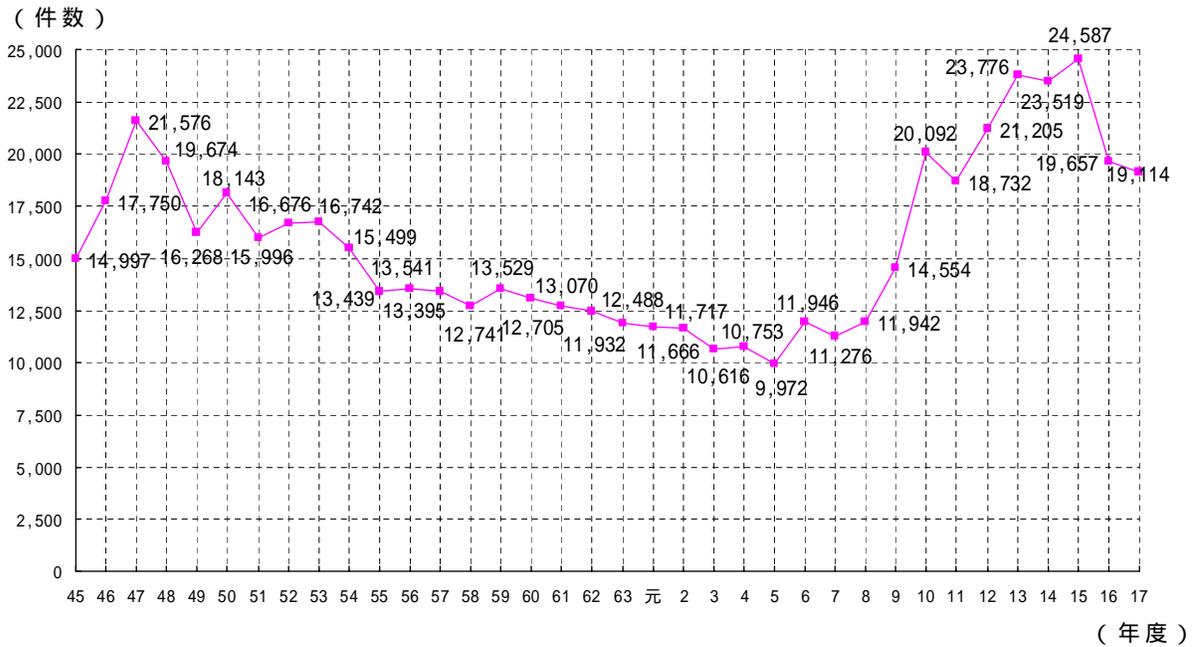


図1 苦情件数の推移

都道府県別の苦情件数

平成17年度の苦情件数を都道府県別に見ると、上位5県は東京都、愛知県、埼玉県、神奈川県、大阪府であった。これら上位5都府県で総苦情件数の40.6%を占めており、都市部における苦情の多さが目立った。その一方で、苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中26都道府県で苦情が減少した(表1)。

表1 都道府県別苦情件数の対前年度増減状況(単位:件)

都道府県名	H17年度 苦情件数	H16年度 苦情件数	前年 度比	都道府県名	H17年度 苦情件数	H16年度 苦情件数	前年 度比
東京都	2,017	2,118	95%	鹿児島県	236	282	84%
愛知県	1,782	2,044	87%	山口県	235	235	100%
埼玉県	1,479	1,373	108%	山梨県	226	218	104%
神奈川県	1,284	1,323	97%	宮城県	222	269	83%
大阪府	1,195	1,037	115%	長崎県	216	225	96%
福岡県	897	936	96%	福島県	197	199	99%
千葉県	818	843	97%	青森県	195	194	101%
茨城県	536	539	99%	岡山県	174	165	105%
静岡県	505	612	83%	奈良県	166	218	76%
群馬県	481	378	127%	岩手県	162	176	92%
兵庫県	472	411	115%	熊本県	155	135	115%
京都府	388	436	89%	和歌山県	154	215	72%
長野県	375	378	99%	滋賀県	143	191	75%
三重県	372	335	111%	香川県	134	153	88%
宮崎県	347	318	109%	島根県	131	86	152%
岐阜県	339	433	78%	石川県	129	124	104%
北海道	335	411	82%	徳島県	111	169	66%
栃木県	324	295	110%	福井県	110	120	92%
新潟県	302	294	103%	佐賀県	108	141	77%
愛媛県	295	265	111%	秋田県	93	79	118%
広島県	292	287	102%	高知県	72	80	90%
沖縄県	281	281	100%	富山県	71	98	72%
山形県	270	243	111%	鳥取県	44	81	54%
大分県	244	214	114%	合計	19,114	19,657	97%

### 発生源別の苦情件数

平成 17 年度の苦情件数を発生源別に見ると、「野外焼却」に係る苦情が最も多く、4,567 件で全体の 23.9% を占めた。第 2 位は「サービス業・その他」の 3,038 件（15.9%）、第 3 位は「個人住宅・アパート・寮」の 2,088 件（10.9%）であった（不明を除く）（図 2）。

前年度と比較すると、サービス業・その他に対する苦情が 3,038 件（同 3,230 件）、個人住宅・アパート・寮に対する苦情が 2,088 件（前年度 2,277 件）と減少したが、それ以外の苦情については昨年度の苦情件数と同程度であった。

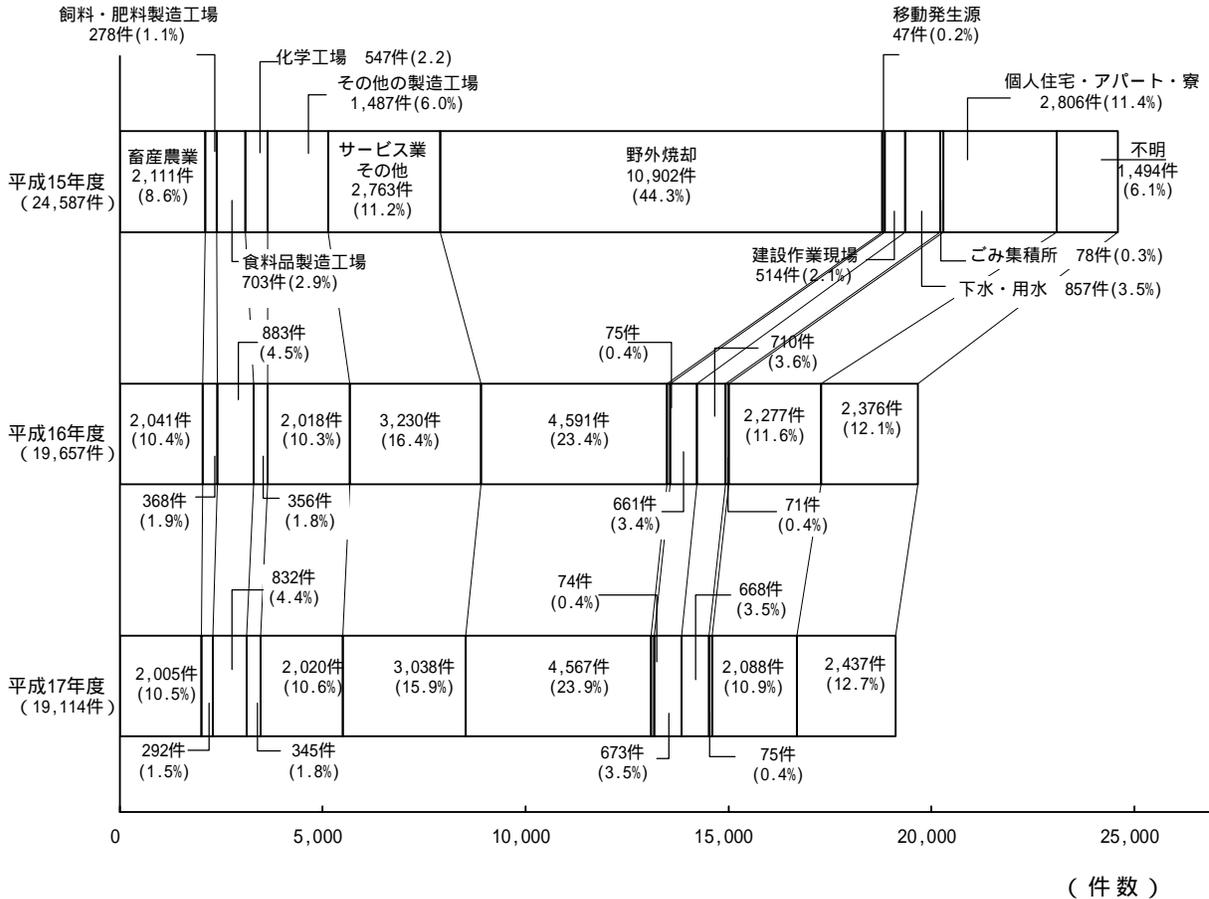


図 2 発生源別苦情件数の推移

### 規制対象とそれ以外の苦情件数の比較

平成 17 年度の総苦情件数 19,114 件のうち、悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは 8,018 件（41.9%）であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情（2,675 件、14.0%）及び「個人住宅・アパート・寮」、「下水・用水」など規制対象外の発生源に対する苦情（8,421 件、44.1%）が残りを占めていた（表 2）。

表 2 規制対象・非規制対象別苦情件数

発生源別	規制地域内	規制地域外	合計
工場・事業場	8,018 (41.9%)	2,675 (14.0%)	10,693 (55.9%)
上記以外の活動その他	6,701 (35.1%)	1,720 (9.0%)	8,421 (44.1%)
合計 (%)	14,719 (77.0%)	4,395 (23.0%)	19,114 (100.0%)

( 2 ) 悪臭規制等の状況

規制地域の指定状況

悪臭防止法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成 17 年度末現在、1,296 市区町村で、全国の市区町村数の 70.3% にあたる(表 3)。市町村合併の影響で、昨年度と比較して規制地域を有する市区町村数は減少したが(前年度 1,606 市区町村)、全市区町村数に対する割合は増加した(同 63.1%)。

表 3 規制地域の指定状況

市区町村数	規制地域を有する 市区町村数	
	市区町村数	割合
市	777	718 (92.4%)
区	23	23 (100.0%)
町	846	503 (59.5%)
村	198	52 (26.3%)
計	1,844	1,296 (70.3%)

悪臭防止法に基づく規制措置等の状況

平成 17 年度中に、規制地域内で悪臭防止法に基づく措置等について(表 4)、立入検査は 4,523 件(前年度 4,936 件)、報告の徴収は 962 件(同 1,005 件)、測定は 150 件(同 198 件)であった。また、測定の結果、規制基準を超えていたものは 40 件(同 67 件)、法に基づく改善勧告が 3 件(同 0 件)及び改善命令が 1 件(同 0 件)であった。これらの措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が 5,841 件(同 6,933 件)行われた。

表 4 悪臭防止法の措置等の状況(件数)

行政措置等	平成 17 年度	平成 16 年度	前年度比
立入検査	4,523	4,936	91.6%
報告の徴収	962	1,005	95.7%
測定	150	198	75.8%
(うち、基準超過)	40	67	59.7%
改善勧告	3	0	-
改善命令	1	0	-
行政指導	5,841	6,933	84.2%

( 3 ) 臭気測定業務従事者(臭気判定士)の状況

平成 8 年に創設された臭気測定業務従事者(臭気判定士)の数は年々増加しており、平成 17 年度末現在の臭気判定士免状の取得者数は 2,464 名となった(前年度 2,289 名)。